

第1編 総則

目 次

第1編 総則

第1章 急傾斜地法	I-1
第2章 急傾斜地崩壊危険区域	I-5
第3章 がけ崩れ対策と関係諸法令	I-6
第4章 急傾斜地崩壊対策事業概要	I-7

第1章 急傾斜地法

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下、急傾斜地法という）および解説の抜粋を以下に示す。

（昭和44年7月1日法律第57号、平成12年法律第57号により改正）

（同解説：急傾斜地法の解説、建設省河川局急傾斜地法研究会編より引用）

（目的）

第1条 この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。

（同解説）

第1条の目的は、「急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護する」ことである。人命保護を旨としており、土地・家屋などの財産は直接の保護法益とはされていない。

（定義）

第2条 この法律において「急傾斜地」とは、傾斜度が30度以上である土地をいう。

2 この法律において「急傾斜地崩壊防止施設」とは、次条第1項の規定により指定される急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設その他の急傾斜地の崩壊を防止するための施設をいう。

3 この法律において「急傾斜地崩壊防止工事」とは、急傾斜地崩壊防止施設の設置又は改造その他次条第1項の規定により指定される急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊を防止するための工事をいう。

（急傾斜地崩壊危険区域の指定）

第3条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第7条（行為の制限）第1項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

○急傾斜地崩壊危険区域指定基準（昭和44年8月25日河川局長通達）

第3条の規定による指定は、次の各号に該当するものについて、行うものとする。

1. 急傾斜地の高さが五メートル以上のもの。
2. 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が五戸以上あるもの、又は五戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館などに危害が生ずるおそれのあるもの。

（以下略）

（行為の制限）

第7条 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。

- 一 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
- 二 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- 三 のり切、切土、掘さく又は盛土
- 四 立木竹の伐採
- 五 木竹の滑下又は地引による搬出
- 六 土石の採取又は集積
- 七 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

(同解説)

本条は、急傾斜地崩壊危険区域内で行われる一定の行為は、都道府県知事の許可などを受けなければしてはならない旨を定め、急傾斜地の崩壊の助長、誘発を防止しようとするものである。

本条の許可は、一般的禁止を一定の要件をそなえたものについて解除するというものであり、申請者に権利を設定するものではない。したがって、許可を受けた者が経済的利益を受けることが多いが、それは禁止の解除に伴う反射的利益にすぎず、その立場を権利として主張できるものではない。

(土地の保全等)

第9条 急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、その土地の維持管理については、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

2 急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者は、当該急傾斜地の崩壊による被害を除却し、又は軽減するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(同解説)

本条は、急傾斜地崩壊危険区域内の土地所有者などの土地保全の努力義務、急傾斜地の崩壊により被災するおそれのある者の被害除却、軽減のための努力義務及び都道府県知事の急傾斜地の崩壊による災害の防止のための勧告に関する規定である。

(都道府県の施行する急傾斜地崩壊防止工事)

第12条 都道府県は、急傾斜地崩壊防止工事のうち、制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な工事以外の工事で、当該急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施行することが困難又は不相当と認められものを施行するものとする。

(同解説)

本条の趣旨は、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事の範囲を明らかにしたことである。宅地造成その他の制限行為に伴って必要を生じた工事以外の工事(いわゆる自然斜面に対する工事)で、その急傾斜地の所有者、管理者、占有者、又は急傾斜地の崩壊によって被害を受けるおそれのある者が、急傾斜地崩壊防止工事を施行することが困難又は不相当と認められるものについては、都道府県が急傾斜地の崩壊から人命を保護するため、公共工事として施行するものとしたのである。前述のとおり、本法では、施工主体の如何にかかわらず、それが急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊を防止するための工事をすべて急傾斜地崩壊防止工事といているので、そのうち、制限行為に伴って必要となった急傾斜地崩壊防止工事(いわゆる人工斜面に対する工事)については責任が明らかであるので、その責任ある者に工事を行わせることとしそれ以外の急傾斜地崩壊防止工事(いわゆる自然斜面に対する工事)についても第一次的には所有者などが工事を施行すべきであるが、法的に義務づけることは困難であるので、当該急傾斜地の所有者などが施行することが困難又は不相当なものについては、都道府県が急傾斜地崩壊防止工事を行うものとしている。

自然斜面(自然がけ)と人工斜面(人工がけ)は以下に分けられる。

自然斜面・・・自然力により形成された斜面。ただし、過去に人工の手を加えたものであっても

(自然がけ) その後自然の力により変形などが加わり自然斜面と見分けがつかないものを含む。

人工斜面・・・切土、盛土、構造物の設置など、人の手が加わっている斜面。ただし、急傾斜地(人工がけ) 崩壊防止工事、砂防工事、治山工事などの実施したものは自然斜面とする。

同一断面上に、自然斜面、人工斜面が混在している場合は、崩壊に対する影響度が自然部分と人工部分のどちらが大きいかにより判断する。(図 1-1 参照)

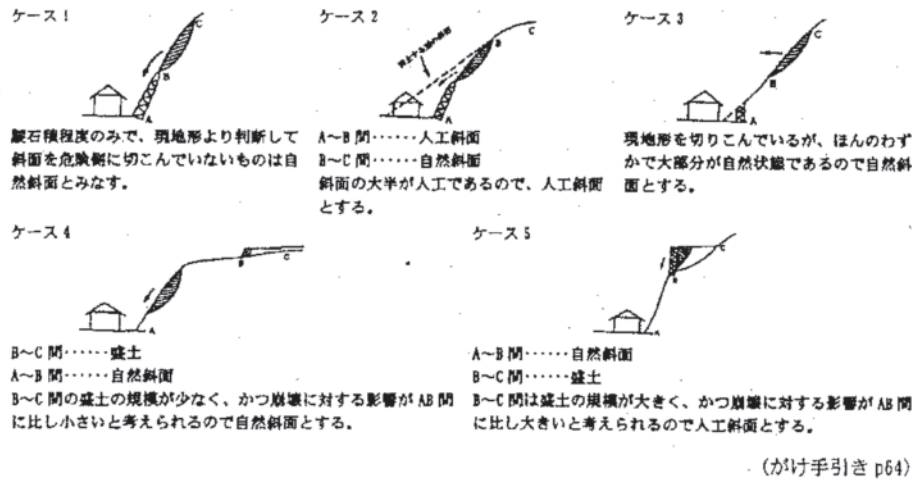


図 1-1 自然斜面・人工斜面の区分別

2 前項の規定は、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 2 条の規定により指定された土地、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条第 1 項若しくは第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林(同法第 25 条の 2 第 1 号後段又は第 2 項後段において準用する同法第 25 条第 2 項の規定により指定された保安林を除く。)若しくは同法第 41 条の規定により指定された保安施設地区又は地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域若しくは同法第 4 条第 1 項の規定により指定されたばた山崩壊防止区域については、適用しない。

(同解説)

第二項の規定は、本法第三条の規定による急傾斜地崩壊危険区域と砂防法による砂防指定地、森林法による保安林、保安施設地区又は地すべり等防止法による地すべり防止区域、ばた山崩壊防止区域とは重複して指定し得ることになっているが、これらの地区、区域には、第一項の都道府県営工事に関する規定は適用しないこととして、本法とこれら既存法律との調整を図ったのである。

(都道府県以外の者の施工する工事)

第 13 条 国又は地方公共団体以外の者が急傾斜地崩壊防止工事を施工しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 国又は地方公共団体は、急傾斜地崩壊防止工事を施工しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(受益者負担金)

第 23 条 都道府県は、都道府県営工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該都道府県営工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、都道府県の条例で定める。

参考に法律概要図を図 1-2 に示す。

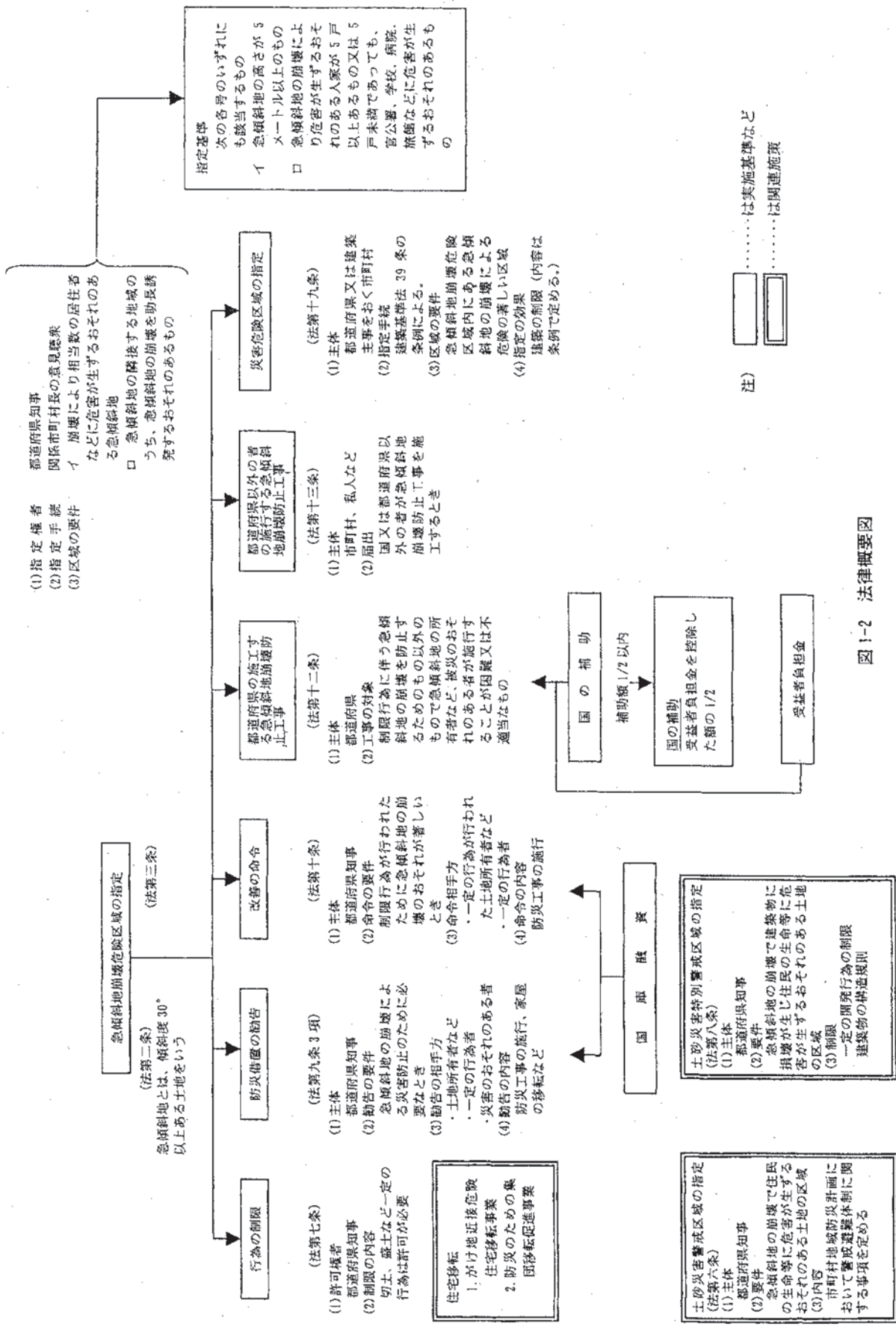


図 1-2 法律概要図

第2章 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地法第3条により指定されるものであって、急傾斜地および誘発助長区域を含めたものをいう。

現在斜面 30° 以上、がけ高 5m 以上の崩壊するおそれのあるがけで、かつ保全対象人家戸数が 5 戸以上または 5 戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館などのある地区を指定するようにしている。指定範囲基準を図 1-3 に示す。

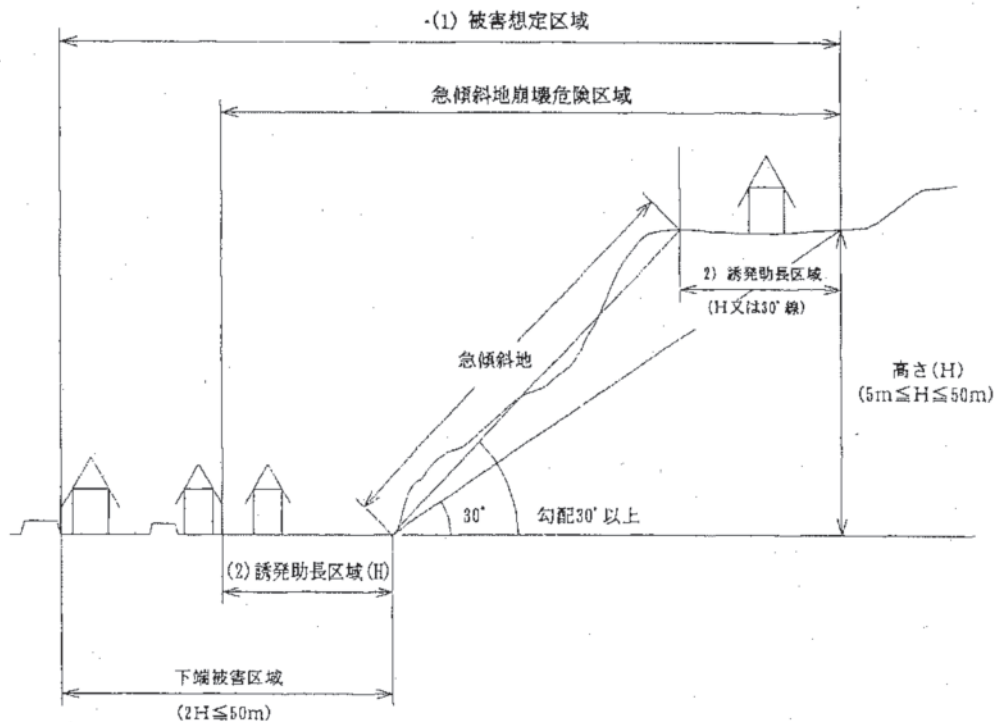


図 1-3 急傾斜地崩壊危険区域の指定範囲

(1) 被害想定区域

急傾斜地の崩壊により被害が生じる恐れのある範囲として、急傾斜地の下端から当該急傾斜地の高さの 2 倍（概ね 50m を限度）程度から急傾斜地の上端から急傾斜地の高さ（概ね 50m を限度）程度または下端から傾斜 30° の法線と上部平坦地の交わる位置のいずれか大きい範囲とする。

(2) 誘発助長区域

個々の急傾斜地において、制限行為を行うことにより当該急傾斜地の崩壊について有害な影響を与える範囲として、急傾斜地の下端および上端から当該急傾斜地の高さ程度を目安とし、上端においては下端から傾斜 30° の法線と上部平坦地の交わる位置のいずれか大きい範囲とする。

平成 13 年度に制定された土砂災害警戒区域などにおける土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法という。）による区域設定があるので、参考資料編「土砂災害防止に関する基礎調査指針（案）急傾斜地の崩壊編（滋賀県）」（pVI-30）（以下、土基調指針という。）を参照すること。

第3章 かけ崩れ対策と関係諸法令

かけ崩れの災害防止には、各種法令により、かけ崩れが発生しないようにすること、かけ崩れが発生しても人的、物的な被害が起きないように定めている。

かけ崩れ対策と関連する諸法令の関係をまとめると図1-4のとおりとなる。

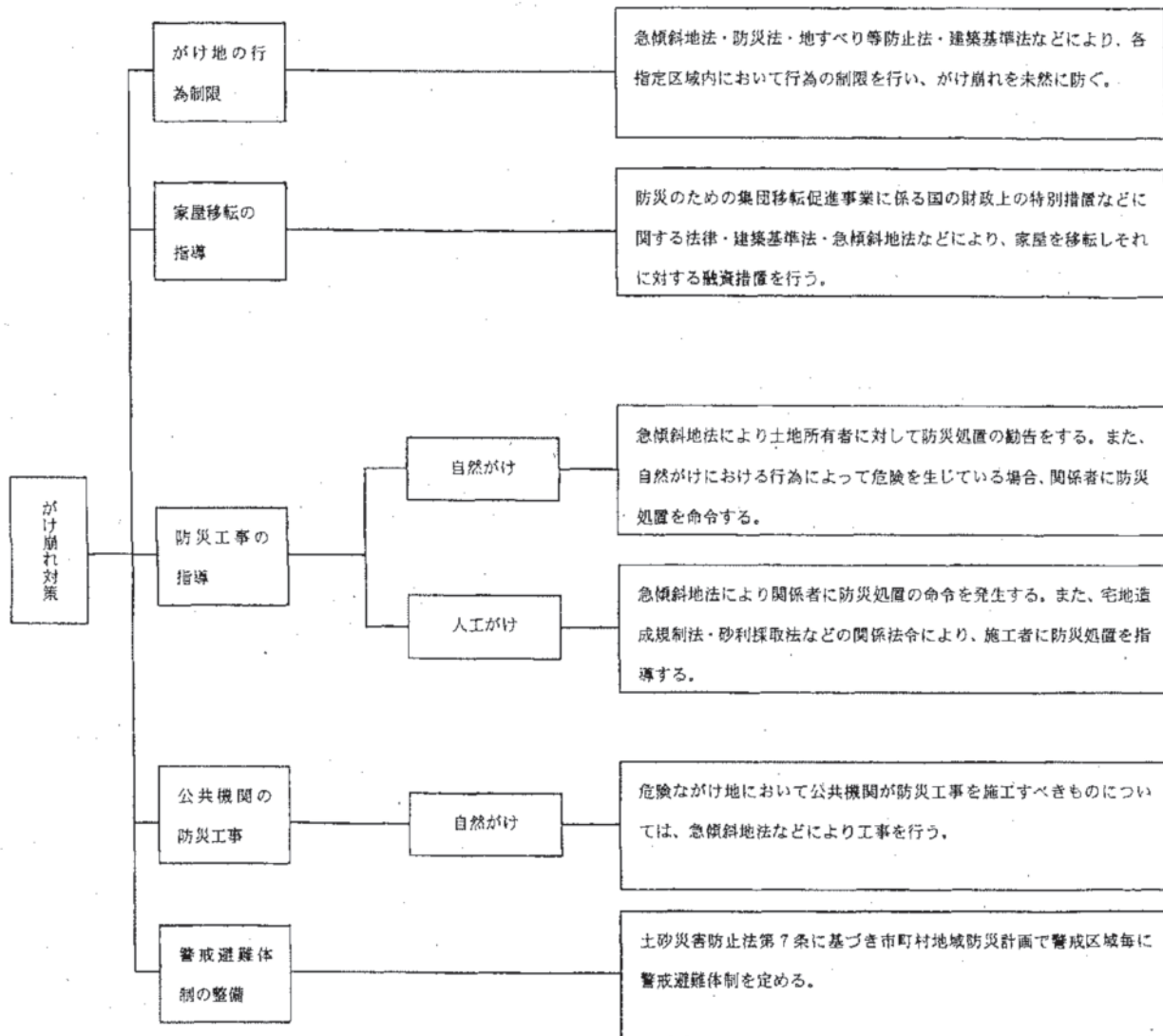


図1-4 かけ崩れ対策と関係する諸法令の関係

参考：かけ崩れ対策の手引き 平成10年版 (全国地すべりがけ崩れ対策協議会)
 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 平成8年 ((社)全国治水砂防協会発行)
 砂防学講座土砂災害対策 平成3年 (山海堂)

第4章 急傾斜地崩壊対策事業概要

移転適地がない場合において、急傾斜地崩壊対策事業における採択基準の概略および事業負担割合は表1-1、図1-6(1)、(2)のとおりである。

表1-1 急傾斜事業における採択基準の早見表

事業名	急傾斜地の高さ (表記の高さ以上が対象)	保全家数 (表記の戸数以上が対象)	全体事業費	その他の採択基準など
急傾斜地崩壊対策事業 (通常)	10m	10戸 注1)	7,000万円以上	自然がけであること
避難関連 急傾斜地崩壊対策事業	10m	5戸 注1)	8,000万円以上	市町村地域防災計画に位置づけられている避難路または避難場所を有する急傾斜地
災害時要援護者に関連した 施設に係わる 急傾斜地崩壊対策事業	10m	5戸 注1), 注2)	7,000万円以上	区域内に災害時要援護者関連施設(注3)を有する急傾斜地
緊急改築 急傾斜地崩壊対策事業	10m	10戸 注1)	7,000万円以上	既存の施設のうち災害防止機能が不足する施設の改築
市町村 急傾斜地崩壊対策事業	5m	5戸	-	県単独事業
災害関連緊急 急傾斜地崩壊対策事業	10m, 5m 注4)	5戸 注1), 注5)	1,500万円以上	災害報告が必要 保全家数の考え方は図1-5参照
災害関連地域防災 がけ崩れ対策事業	5m	2戸 注1)	600万円以上	急傾斜地の指定が必要 市町村が地域防災計画に搭載または搭載されることが確実であるがけ崩れ危険箇所 (事業主体は市町村)
災害関連 急傾斜地崩壊対策特別事業	10m, 5m 注4)	一連の地域	5億円以上 注6)	当該年度の急傾斜地崩壊対策事業の実施計画に計上されている箇所以外のもの 総事業費に占める災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業の事業費の割合が原則として5割以下であること

注1) 公共的建築物を含む

注2) 災害時要援護者関連施設については、収容人員など3人を人家1戸に相当するものとして換算できる

注3) 災害時要援護者関連施設とは児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救済施設・厚生施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校をいう

注4) 人家などに実際の被害があったものについては5m以上とする

注5) 人家おおむね5戸(公共的建物を含む)以上、または公共的建物のうち重要なものに倒壊など著しい被害をおよぼすおそれのあるもの

注6) 当該年発生した風水害、震災などを原因として施行する災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業(災関緊急事業)の合計額

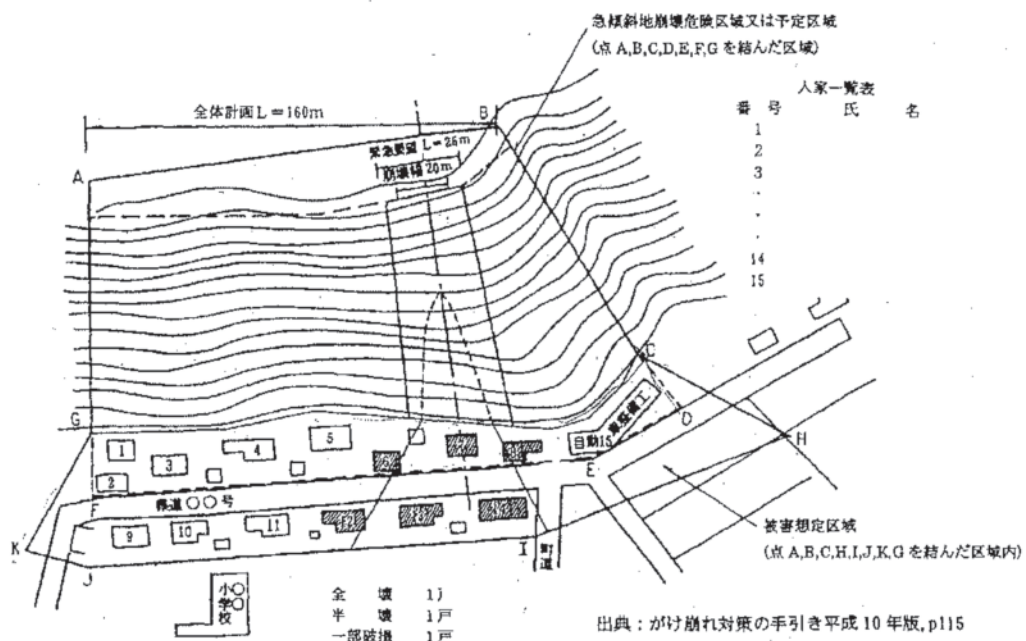


図1-5 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の範囲

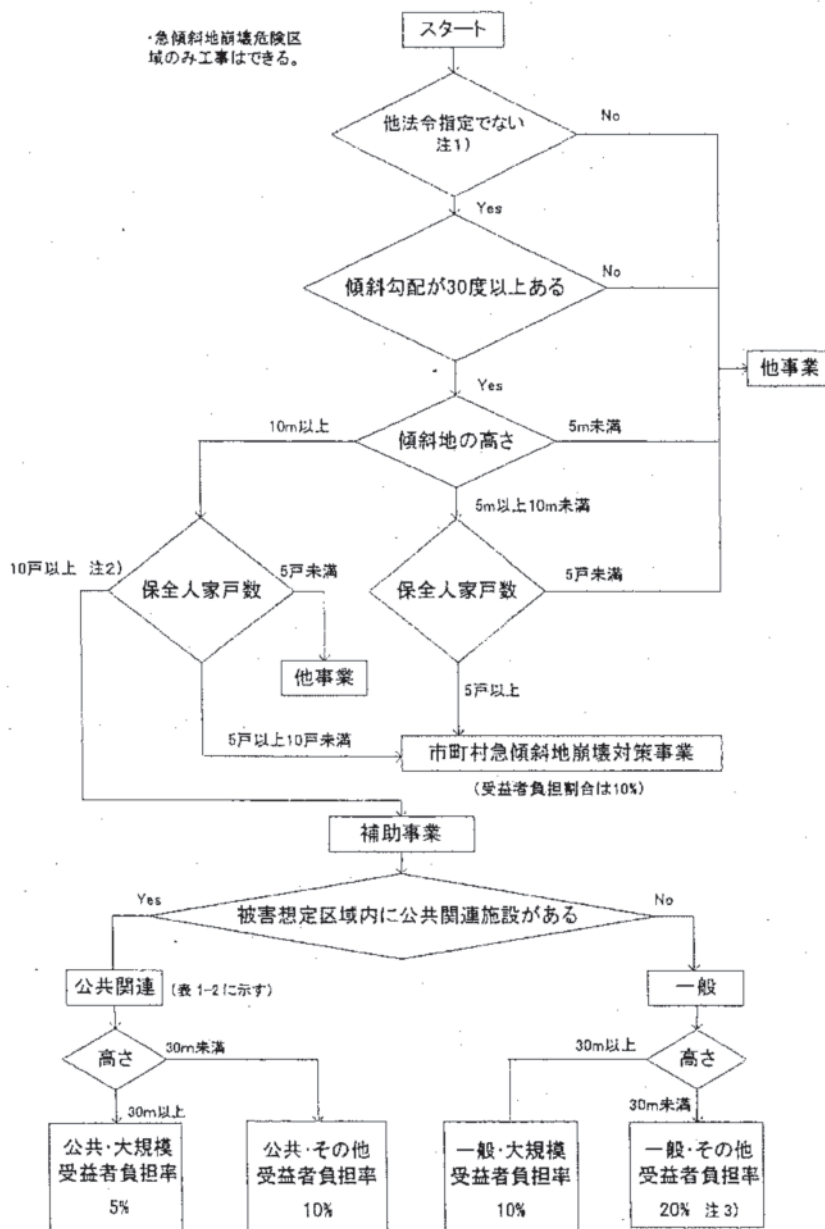


図 1-6 (1) 急傾斜地崩壊対策事業の採択基準

注 1) 他法令とは、砂防指定地、保安林指定、保安施設地区、地すべり防止区域、ぼた山崩壊防止区域をいう

注 2) 保全人家 10 戸未満であっても避難関連および災害時要援護者施設関連については、10 戸を 5 戸に読み替える

注 3) 20%の内 10%は県負担

その他の注意事項

- ・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業は該当しない
- ・受益者負担割合については当該年度に実施する区間で再調査し補助基本率を決定する

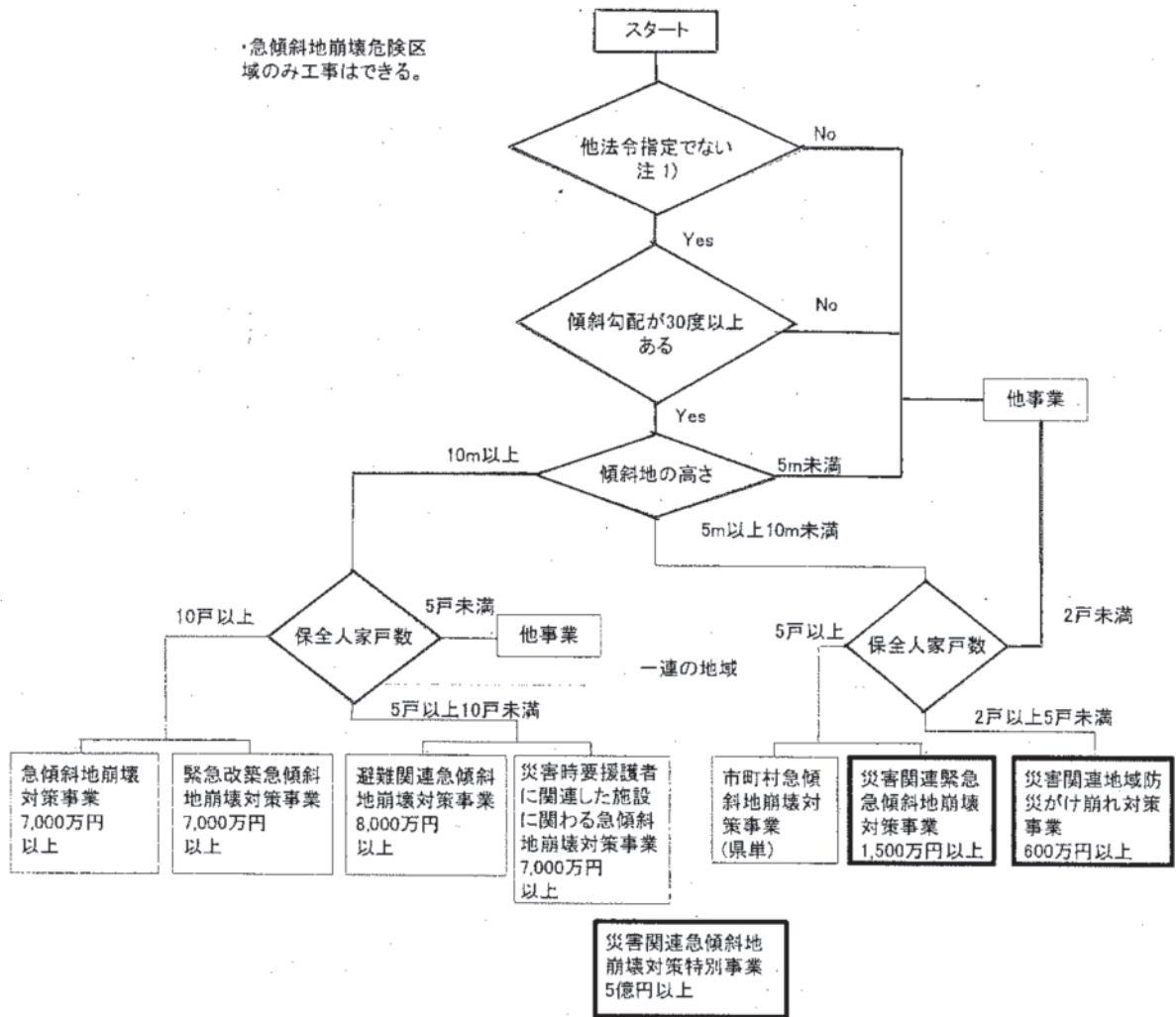


図 1-6 (2) 急傾斜地崩壊対策事業の採択基準(災害)

注 1) 他法令とは、砂防指定地、保安林指定、保安施設地区、地すべり防止区域、ぼた山崩壊防止区域をいう

その他の注意事項

- ・ 受益者負担割合については当該年度に実施する区間で再調査し補助基本率を決定する

表 1-2 公共関連施設

項 目	内 容	具 体 的 施 設
河 川	<p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 3 条第 1 号の河川および第 3 号の砂防設備。</p>	<p>○一、二級河川 ○準用河川 ○普通河川 (いずれも直高 1m 未満の小堤を除く) 上記河川にはいずれも維持管理上必要な堤防・護岸・水制・床止め・その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸を含む。 ○砂防法が適用もしくは準用される ・砂防設備 ・治水上砂防のため施設されたもの ・または砂防法第 3 条 2 号の規定による天然の河岸</p>
道 路	<p>道路法第 3 条第 1 号の高速自動車国道、第 2 号の一般国道、第 3 号の都道府県道ならびに第 4 号の市町村道のうち幹線市町村道及び迂回路のないもの。</p>	<p>○高速自動車国道、一般国道 ○都道府県道 ○幹線(1、2 級)市町村道 ○迂回路のない上記以外の市町村道</p>
鉄 道	<p>鉄道事業法第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設及び軌道法第 1 条第 1 項に規定する軌道。</p>	<p>○鉄道施設のうち ・鉄道線路 ・停車場 ・車庫および車両検査修繕施設 ・運転安全設備 ・変電所などの設備 ・電路設備 ○一般交通の用に供する軌道</p>
水道施設	<p>水道法第 3 条第 8 項に規定する水道施設。ただし、配水施設のうち同法第 5 条第 1 項第 6 号に規定する配水管を除く。</p>	<p>○水道のための ・取水施設 ・貯水施設 ・導水施設 ・浄水施設 ・送水施設 ・配水施設(配水管を除く) (専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く)であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者または専用水道の設置者の管理に属するもの。</p>